

「種の保存法」(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)とSARA(Species at Risk Act, Canada)の比較

背景

2001年2月2日、当時のカナダ連邦政府のアンダーソン環境大臣は国内の野生生物の減少または種の存続に危機的な状況から回復させるための「絶滅危惧種法」(Species at Risk Act ; SARA)を、7年にわたる検討を経て国会に提出した。その後議会での議論が続き、Committee on the Status of Endangered Wildlife in Canada(以下、COSEWIC 70年代から政府のアドバイザリーグループとして科学的な視野から危惧種を選定・評価を行う科学的諮問委員会)の提案した種をリストに加えた修正法案を、翌年の2002年6月5日に議会に提出した。

その後の審議の結果、2002年12月12日に議会承認され、女王の裁可を受けてSARAは成立した。SARAは、2003年6月からの施行となった。なおCOSEWICの選定・評価の結果、2003年5月8日までに絶滅危惧種に掲載された種数は、431種となっている。

SARAのほかに、カナダでは絶滅危惧種保護協定(the Accord for the Protection of Species at Risk)、生息地管理プログラム(Habitat Stewardship Program : HSP)があり、この三つのアプローチが、カナダ政府の絶滅危惧種の保護に関する国家戦略とされている。

種の保存法とSARAとの対比

	日本(種の保存法)	カナダ(SARA)
種類	国内希少野生動植物種 国際希少野生動植物種 緊急指定種	絶滅危惧種 (Endangered) 準絶滅危惧種(Threatened) 危惧種(Special Concern)
種数	国内希少野生動植物種73種 国際希少野生動植物種660分類群 (指定種のうち哺乳類は4種、鳥類は39種)	絶滅危惧種(Endangered) 105種 準絶滅危惧種(Threatened) が68種 危惧種(Special Concern) が43種 (指定種のうち哺乳類は13種、鳥類は9種)
種の指定	自然環境保全審議会を経て閣議で決定	COSEWICの選定した案を、住民や先住民が検討し、その後9ヶ月間に、環境大臣は90日間の一般公表による意見収集を行い最終決定をする (期限を過ぎた場合は、自動的に法対象種となる)
保護回復計画	国内希少野生動植物種の中で一部の種について 保護増殖事業を実施(生息生育環境の維持・改善、給餌、人工繁殖等) 計画は義務付けられてはいない。	指定種すべてに回復戦略がつくられる。 COSEWICおよび、関連行政部門、研究者、住民、専門家などにより策定チームが構成され3年～4年の間に策定される。

	日本	カナダ
生息地保護	<p>環境大臣が原案を策定し、それを自然環境保全審議会や地方公共団体・一般に公示の上で決定。</p> <p>指定された「生息地等保護区」のうち「管理地区」で工作物の設置や木竹の伐採等の行為を行う場合は環境大臣の許可が必要。それ以外の「監視地区」で工作物の設置等を行う場合は、環境大臣への届出が必要。</p>	<p>回復戦略または行動計画で認定された生息地はすべて保護地域指定がされる。</p> <p>180日を過ぎてもされない場合は、法的保護命令が自動的に決定される。</p> <p>絶滅危惧種の保護回復に重要な土地の所有者への補償制度により協力を促す。従わざ、重要生息地に影響を及ぼす土地改変には罰則が適用される。国有地での土地利用の制限もある。半年に一度の保護・非保護地域指定状況の公示をおこない規制解除を告知する。</p>
捕獲・譲渡	<p>国内希少野生動植物種及び緊急指定種の生きている個体は、学術目的など環境大臣の許可を受けた場合等を除き、その捕獲、採取等が原則禁止。特定国内希少野生動物種は商業目的の捕獲、採取等も可。</p> <p>国際希少野生動植物種の個体等のうち、商業目的で繁殖させたもの等であって環境大臣の登録を受けたもの等を除いて、その譲渡し等が原則として禁止。</p>	<p>影響が最小限と考えられ、その種の保全に貢献する科学的調査活動について、有資格者が行う場合や、直接的な種の保護回復に関わるものをおこない規制解除を告知する。</p>
行政の責務	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・指定種の保護回復に関わる担当大臣は、連携して取り組まなければいけないとされ、実施状況は次のとおり定期的に更新し公表する。 ・COSEWICは指定種ごとに、最低10年に一度の実施状況の評価をおこなう。担当大臣は6ヶ月ごとに保護地域の公示と、計画終了まで5年ごとに回復戦略の報告と実施計画の影響評価を行う。 ・環境大臣は毎年、SARAの実施状況を報告するとともに、5年ごとに野生生物の状況の報告を行うとともに2年に一度、絶滅危惧種の保護に関心を持つ市民に対しての円卓会議を開催する。
市民参加	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種およびその生息環境の回復過程で土地所有者、土地利用者、先住民族、市民等の参加を得る ・危惧種に関する国家先住民委員会の設置をおこない、先住民が野生生物の選定による保全に参画 ・また、だれでも掲載種の提案、もしくは対象種の状態についてCOSEWICに随時調査を要求することができるとともに、回復戦略や計画の提案について環境大臣に提言することができ、関連担当大臣にはその内容を60日以内に回覧されなければならない

カナダ絶滅危惧種法

Species at Risk Act (SARA)

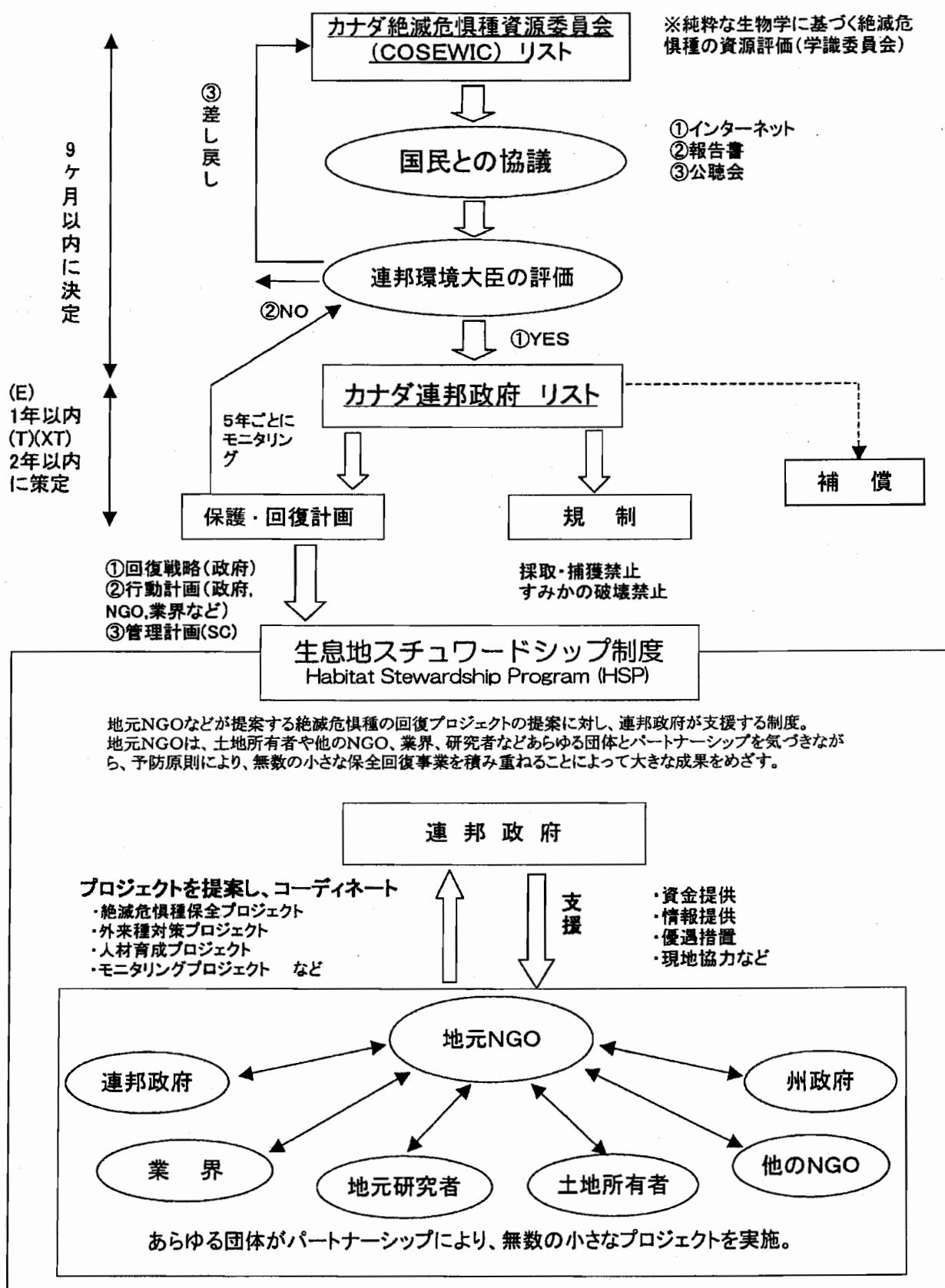


図1 カナダ絶滅危惧種法の体系図